

株 主 各 位

千葉県市川市八幡二丁目5番6号
株式会社 一家ダイニングプロジェクト
代表取締役社長 武 長 太 郎

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月25日（月曜日）午前10時（開場午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番4号

The Place of Tokyo 地下2階グランドルーム

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第21期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告
および計算書類の内容報告の件

以 上

本総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみとなりますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ikkadining.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ikkadining.co.jp/>）に掲載させていただきます。

なお、株主総会終了後に同会場3階のテラスルームにて、懇親会を予定しております。ご多忙中とは存じますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調にあるものの、米国政権の動向などによる世界経済の不確実性から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、業界全体として緩やかな回復基調にあるものの、人材不足の深刻化による人件費・採用費の上昇、原材料の高騰や企業間競争の激化など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』というグループミッションのもと、より多くのおお客様におもてなしによって感動を提供する為に、事業の拡大、優秀な人材の確保およびサービス力向上に注力して参りました。

飲食事業においては、新規出店によるブランドの認知向上、サービス力向上および店舗オペレーションの改善、自社アプリ会員の獲得によるリピーター客数の増加に継続して注力してまいりました。

当事業年度における新規出店に関しては、都心部への出店（屋台屋博多劇場六本木店、こだわりもん一家渋谷店等）の他、株式会社ダイヤモンドダイニングに開発支援を受け「ガレージダイニングプロジェクト」（駐車場などの遊休地にアメリカから取り寄せたスチールキャビンを設置する出店形式）として出店した屋台屋博多劇場大井町店、埼玉県内への出店（屋台屋博多劇場本川越店）、業態初となる商業施設への出店（屋台屋博多劇場海浜幕張店）を含む直営店10店舗（こだわりもん一家2店舗、屋台屋博多劇場8店舗）を出店し、直営店が合計で46店舗（前事業年度末比10店舗増）となりました。

屋台屋博多劇場業態におきましては、消費者ニーズを考慮し、メニュー構成の改善によりリーズナブルな価格設定にし、合わせて、継続的な会員獲得をすることで会員客数が順調に推移しております。こだわりもん一家業態におきましては、メニュー構成の改善、サービス力の向上により客単価が好調に推移しております。これにより屋台屋博多劇場、こだわりもん一家の両業態の既存店売上は前年を上回り、好調に推移しております。

ブライダル事業部においては、婚礼の主力広告媒体との連携強化による来館数・成約率の向上、サービス力向上及びコスト削減、宴席の新規案件の取り込み及びリピート客数の増加、レストランのサービス力、商品力の向上及び新規客数

の増加に継続して注力してまいりました。

婚礼売上は、サービス力の向上および少人数パーティーの取り込みの強化による来館数・施行件数の増加により、順調に推移しております。宴席売上は、人的リソースの追加による施行件数・リピート客数の増加により順調に推移しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は6,149,693千円（前事業年度比13.5%増）、営業利益は244,602千円（前事業年度比55.4%増）、経常利益は243,456千円（前事業年度比58.0%増）、当期純利益は154,292千円（前事業年度比102.6%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 飲食事業

売上高は、3,885,387千円（前事業年度比26.1%増）、セグメント利益（営業利益）は164,298千円（前事業年度比50.5%増）となりました。

② ブライダル事業

売上高は、2,264,305千円（前事業年度比3.1%減）、セグメント利益（営業利益）は80,304千円（前事業年度比66.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において当社は10店舗の新規出店を実施いたしました。

この結果、当社は470,074千円（内差入保証金71,400千円）の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は平成29年12月12日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により159,000株の新株式を発行および第三者割当増資（オーバーアロットメント）により37,800株の新株式を発行し、443,587千円の資金調達を行いました。また、設備資金および運転資金として600,000千円の借入を行い、店舗開設の設備資金等に充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が属する外食産業を取り巻く環境は、業界への新規参入が絶えず、業界内企業間競争はますます激化しております。また、原材料の高騰や消費者の食の安全性に対する意識の高まりにより、今後も厳しい経営環境が続くものと予測されます。このような状況下、継続的に企業価値を高め、さらなる企業成長および収益基盤の強化のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 既存店売上の維持向上

外食産業における企業間競争が激化するなか、当社はお客様のニーズに合っ

た商品開発、商品クオリティの向上および「人」によるおもてなしの付加価値の向上を追求し、衛生管理の強化をしながら、継続的な会員獲得、顧客育成によるリピート率の向上を図る戦略をとることで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

② 新規出店の継続、出店エリアの拡大について

当社は、日本全国のこだわりの食材を、まるで我が家の様なおもてなしで楽しんで頂く、「こだわりもん一家」と、九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」という外食店舗（居酒屋）を中心に首都圏で展開しております。サービス・商品力の向上、人材教育、店舗設備の改善を常に図ることにより、競合店との差別化を図っております。

継続的に企業価値の向上、業績の拡大を図るために新規出店の継続およびスピード化、出店エリアの拡大を進めていく方針であります。

③ 人材の確保・育成について

企業価値の向上、業績の拡大の為には正社員、パート・アルバイトの人材の確保および育成が必要不可欠な要素であり、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、中途採用の拡充と新卒採用の積極的な採用により、正社員の確保を図ってまいります。また少子高齢化が進むなか、パートの採用を強化し、店舗業務の効率化を図っております。

人材の育成に関しては、階層別の社内研修制度を強化し、店舗におけるサービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

パート・アルバイトに関しても、社内の勉強会やサービス・料理コンテストなどの教育および称賛の場の拡充により、働きながら学べる環境を整え、ロイヤリティの高い人材へと育成してまいります。

④ 経営管理体制の強化

今後さらに事業規模を拡大していく中でコーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠だと考えております。その基盤となる経営管理組織の拡充のため、今後も組織体制の最適化、内部監査体制の強化および監査役・会計監査人による監査の連携を強化し、全従業員に対し継続的にコーポレートガバナンスおよび経理管理の啓発・教育活動を行っていく方針であります。

(5) 財産および損益の状況

	第18期	第19期	第20期	第21期 (当期)
売上高 (千円)	4,014,590	4,335,299	5,418,750	6,149,693
経常利益 (千円)	132,553	103,346	154,105	243,456
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△43,358	34,710	76,164	154,292
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△747.56	598.28	59.49	110.89
総資産 (千円)	2,234,053	2,700,617	2,957,448	3,641,345
純資産 (千円)	173,277	329,029	474,345	1,110,216
1株当たり純資産額 (円)	2,987.54	5,141.08	359.90	723.36

- (注) 1. 平成27年11月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これに伴い、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) および1株当たり純資産額を算定しております。
2. 平成29年10月12日付で普通株式1株を20株に分割しております。これに伴い、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たっての当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長武長太郎であります。当社は当社不動産賃貸契約に対して当社代表取締役社長武長太郎より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。今後は貸主との交渉により当該債務保証を解消していく方針であります。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については上記イ. に記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

① 飲食事業部

日本全国のこだわりの食材を、まるで我が家の様なおもてなしで楽しんで頂

く、「こだわりもん一家」と、九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」を中心に、首都圏で飲食店を直営にて展開しております。

② ブライダル事業部

ブライダル施設The Place of Tokyoの運営を行っております。

(8) 主要な事業所等（平成30年3月31日現在）

- ① 本 社 千葉県市川市八幡二丁目5番6号
- ② ブライダル施設 東京都港区芝公園三丁目5番4号
- ③ 飲食事業部店舗 飲食事業 46店舗

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220名 (269名)	36名増 (59名増)	28.3歳	3.0年

(注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数（1日1人8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2. 前事業年度末に比べにおいて従業員（臨時雇用者を除く）が36名増加しております。主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	375,736千円
株式会社三井住友銀行	369,660千円
株式会社京葉銀行	235,086千円
株式会社常陽銀行	208,426千円
株式会社みずほ銀行	123,074千円
株式会社千葉興業銀行	83,457千円
株式会社日本政策金融公庫	78,520千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	43,336千円
株式会社東京都民銀行	37,750千円
株式会社東京スター銀行	12,102千円

(注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 株式会社東京都民銀行は、平成30年5月1日付で株式会社きらぼし銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,640,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,534,800株
- (3) 株主数 1,336名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
武 長 太 郎	623,000株	40.59%
株式会社TKコーポレーション	400,000株	26.06%
株式会社DDホールディングス	120,000株	7.82%
株式会社バクトル	38,000株	2.48%
The CFO Consulting株式会社	36,000株	2.35%
サントリー酒類株式会社	20,000株	1.30%
日本証券金融株式会社	17,100株	1.11%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	14,000株	0.91%
松井証券株式会社	11,600株	0.76%
西 山 知 義	8,000株	0.52%

- (注) 1. 自己株式は保有しておりません。
 2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成29年5月31日付で第三者割当の方法により、サントリー酒類株式会社に対して普通株式1,000株を新たに発行いたしました。
- ② 平成29年10月12日付で1株に対し20株の割合で株式分割を行ったことにより発行済株式の総数が1,271,100株増加しております。また、同日付で発行可能株式総数を232,000株から4,640,000株に変更しております。
- ③ 平成29年12月12日付での東京証券取引所マザーズへの上場にあたり、公募増資により発行済株式の総数が159,000株増加しております。また、上場に伴う第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）により発行済株式総数が37,800株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 新株予約権の数

200個

② 目的となる株式の種類および数

普通株式40,000株（新株予約権1個につき200株）

③ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（165円）	平成29年12月25日 ～平成37年12月24日	170個	4名
社外取締役	第3回（1,300円）	平成31年3月31日 ～平成39年3月30日	30個	1名
合計			200個	5名

（注）平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で1株を20株に分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使価額を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
武長 太郎	代表取締役社長	—
秋山 淳	専務取締役営業統括	—
野瀬 健	取締役人財育成部長	—
高橋 広宜	取締役管理部長	—
岩田 明	取締役経営企画室長	—
赤塚 元気	取締役	株式会社DREAM ON COMPANY代表取締役社長
五宝 滋夫	常勤監査役	シライ電子工業株式会社 社外監査役
小泉 正明	監査役	小泉公認会計士事務所 所長 双葉監査法人 代表社員 株式会社キューソー流通システム 社外監査役 株式会社ツクイ 社外取締役（監査等委員） 石垣食品株式会社 社外取締役（監査等委員）
由木 竜太	監査役	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役赤塚元気氏は、社外取締役であります。
2. 監査役五宝滋夫氏、小泉正明氏および由木竜太氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小泉正明氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役由木竜太氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有する者であります。
5. 当社は、取締役赤塚元気氏および監査役五宝滋夫氏、小泉正明氏、由木竜太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	59,659千円 (1千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,310千円 (9,310千円)
合計	8名	68,969千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成28年11月24日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成28年11月24日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の役員は、取締役6名、監査役3名であり、そのうち無報酬の社外取締役が1名存在しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 赤塚 元気	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役社長	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役 五宝 滋夫	シライ電子工業株式会社 社外監査役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役 小泉 正明	小泉公認会計士事務所 所長 双葉監査法人 代表社員 株式会社キューソー流通システム 社外監査役 株式会社ツクイ 社外取締役(監査等委員) 石垣食品株式会社 社外取締役(監査等委員)	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役 由木 竜太	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
取締役 赤塚 元気	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な知識・経験に基づき適宜助言を行っております。
監査役 五宝 滋夫	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。上場企業における監査役として培った知識、経験から適宜発言を行っております。
監査役 小泉 正明	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 由木 竜太	当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、「監査人から引受幹事会社への書簡」の作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 内部統制システムの基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め法令および定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令および定款に適合しているか内部監査を実施し、経営の透明性を高める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

a. 当社は、法令・社内ルール（文書管理規程）に基づき、文書等の保存を行う。また、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報の管理を行うものとする。

b. 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）およびその他の重要な情報を、法令および社内ルールに従って適切に保存および管理する。

3. 損失の危険管理に関する体制

損失の危険に関して全社的に関わるリスクの監視および全社的対応は管理部が行い、各部門の所轄業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的に子会社から当社へ業務執行および財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが、必要に応じて、監査役および監査役会の業務補助のため監査役スタッフ（総務部門）を置くこととする。

配置される従業員の独立性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査役会の同意を得た上で決定する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類および関係資料を閲覧する。

取締役および従業員は、重大な法令違反および不正行為、または会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。また内部監査担当、監査法人との三様監査によって定期的に会合をもち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行う。

9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の役員および当社の従業員に対してその徹底を図る。

② 内部統制システムの運用状況

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「社訓」を制定し、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査役は、取締役会および重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程およびその結果が、法令および定款に適合しているかを監査しております。代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内における職務の執行が、社内規程に適合しているか監査しております。また、内部監査室は、監査役会、監査法人と情報交換し、効果的かつ効率的な内部監査を実施しております。

なお、内部通報窓口を設置し、役職員の不正もしくは法令違反等を発見した場合に、通報できるよう体制を整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めおよび社内規程に則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

3. 損失の危険管理に関する体制

当社では、「リスク管理規程」および「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス、衛生管理およびその他の様々なリスクについて認識し、リスクの重要度評価を行ったうえで、重要リスクについては担当責任者を定め、リスク対応計画を策定し、毎月開催されるリスクコンプライアンス委員会において、その計画の進捗状況およびリスクに関する情報を共有しております。

また、リスクが実際に顕在化した際には、リスクコンプライアンス委員会委員長がリスクの内容および規模に応じて、責任対応者を任命し、迅速に対応しております。重要な事項については、代表取締役社長および取締役会に、報告することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。また、取締役会で決議を要しない事項については、事業部会議において決議しております。

日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」や「業務分掌規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各責任者が機動的かつ効率的に職務を執行しております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社および非連結子会社1社であり、毎月子会社の財務状況および業務執行状況などの報告を受けるとともに、取締役会等の重要な会議にて、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社および当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性および監査役会の指示の実効性の確保に努めるものとし、また、監査

役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めています。

取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、必要な説明および情報提供を行うこととしております。また、取締役および使用人は職務執行に関して法令および定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項を、発見し次第遅滞なく監査役に報告するものとしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。また、内部監査担当および会計監査人と三様監査によって定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」および「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、取引先がこれらと関わる企業若しくは団体であると判明した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会的勢力該当性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,593,122	流動負債	1,288,626
現金及び預金	1,347,881	買掛金	145,702
売掛金	99,330	1年内返済予定の長期借入金	583,619
原材料及び貯蔵品	25,470	リース債務	4,815
前払費用	84,553	未払金	263,551
繰延税金資産	12,817	未払費用	59,380
その他	23,788	未払法人税等	84,552
貸倒引当金	△720	前受金	79,018
固定資産	2,044,824	その他	67,986
有形固定資産	1,376,425	固定負債	1,242,502
建物	1,214,559	長期借入金	983,528
構築物	705	リース債務	64
工具、器具及び備品	121,643	資産除去債務	207,238
土地	6,215	長期預り金	51,671
リース資産	5,053	負債合計	2,531,128
建設仮勘定	28,248	(純資産の部)	
無形固定資産	13,749	株主資本	1,116,431
ソフトウェア	9,072	資本金	364,993
ソフトウェア仮勘定	2,386	資本剰余金	338,993
その他	2,290	資本準備金	338,993
投資その他の資産	654,649	利益剰余金	412,443
投資有価証券	91,043	利益準備金	2,500
関係会社株式	966	その他利益剰余金	409,943
長期貸付金	20	別途積立金	30,000
関係会社長期貸付金	67,610	繰越利益剰余金	379,943
長期前払費用	49,162	評価・換算差額等	△6,214
敷金及び保証金	418,475	その他有価証券評価差額金	△6,214
繰延税金資産	27,370	純資産合計	1,110,216
繰延資産	3,399	負債・純資産合計	3,641,345
株式交付費	3,399		
資産合計	3,641,345		

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,149,693
売 上 原 価		2,058,517
売 上 総 利 益		4,091,175
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,846,572
営 業 利 益		244,602
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	504	
有 価 証 券 利 息	7,500	
受 取 手 数 料	1,747	
保 険 解 約 返 戻 金	13,657	
そ の 他	1,831	25,240
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,114	
上 場 関 連 費 用	10,094	
そ の 他	5,176	26,386
経 常 利 益		243,456
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	492	492
税 引 前 当 期 純 利 益		242,964
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		93,671
法 人 税 等 調 整 額		△4,999
当 期 純 利 益		154,292

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	124,200	98,200	98,200	2,500	30,000	225,651	258,151	480,551
当 期 変 動 額								
新株の発行	240,793	240,793	240,793					481,587
当期純利益						154,292	154,292	154,292
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	240,793	240,793	240,793	—	—	154,292	154,292	635,879
当 期 末 残 高	364,993	338,993	338,993	2,500	30,000	379,943	412,443	1,116,431

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△6,205	△6,205	474,345
当 期 変 動 額			
新株の発行			481,587
当期純利益			154,292
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△9	△9	△9
当 期 変 動 額 合 計	△9	△9	635,870
当 期 末 残 高	△6,214	△6,214	1,110,216

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月22日

株式会社一家ダイニングプロジェクト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	川口 宗夫 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	向井 誠 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一家ダイニングプロジェクトの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、担当取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役が行ったその構築・運用状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

株式会社 一家ダイニングプロジェクト監査役会

常勤社外監査役 五宝 滋 夫 ⑩

社外監査役 小泉 正 明 ⑩

社外監査役 由木 竜 太 ⑩

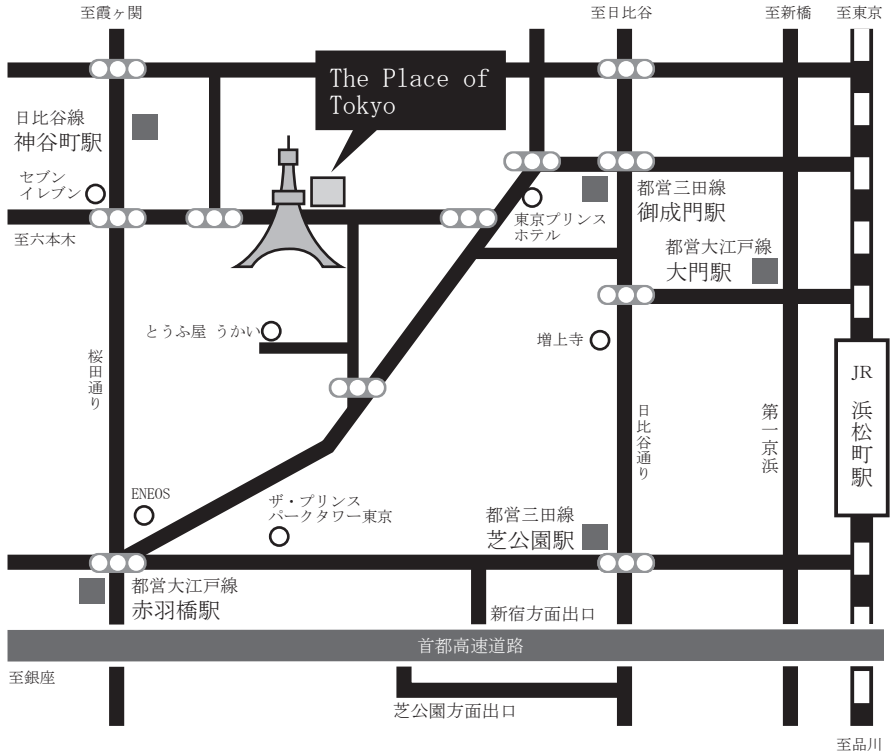
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園三丁目5番4号

The Place of Tokyo 地下2階グランドルーム

代表電話 03-5733-6788



交通
アクセス
のご案内

- ◆都営大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口より徒歩5分
- ◆地下鉄日比谷線 神谷町駅 1番出口より徒歩7分
- ◆都営三田線 御成門駅 A1出口より徒歩7分

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。